

福祉・介護職員等処遇改善加算計画書 提出書類一覧表

(千葉市)

番号	様式区分	名称	新たに申請する事業所 (新規)	前年度から継続して算定し、令和6年4・5月の算定有無に関わらず、6月以降の加算を算定する事業所 (区分変更有)	前年度から継続して算定し、4・5月で加算の算定を終了する事業所 (区分変更有)	その他 (区分変更有)	前年度より申請しておらず、今回も申請しない (不要)	千葉市の提出期限
1-1 または 1-2	様式第5号 または 様式第5号の2	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 または 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表	○※1	○※1	○※1	○※1	—	令和6年4月15日(月)
1-3	別紙様式2-1	福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 総括表	○	○	○	○	—	
1-4	別紙様式2-2	個票(令和6年4・5月分)	○	○	○	○	—	
1-5	別紙様式2-3	個票(令和6年6月以降分)	○※2	○	○※2	○※2	—	
1-6	別紙様式2-4	個票(年度内の区分変更がある場合に記入)	△※3	△※3	△※3	△※3	—	
1-7	添付書類	就業規則	○	△※4	—	△※4	—	
1-8		給与規程	○	△※4	—	△※4	—	
1-9		労働保険関係成立届等の納入証明書等(写し)	○	△※4	—	△※4	—	

※1 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助の各事業所及び障害者支援施設につきましては、令和6年度当初の体制届出書を別途依頼しますが、処遇改善加算に係る体制届出書についても別途ご提出ください。

※2 令和6年4・5月で加算の算定を終了する場合でも提出が必要です。

※3 年度内の区分変更がある場合に提出が必要です。

※4 賃金改善及びキャリアパス要件に係る内容に変更がある場合のみ、提出が必要です。